

## 嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練に対する意見書

去る10月19日午後3時50分頃、嘉手納基地内で米空軍嘉手納基地所属の第31救難中隊の隊員9人が、県や基地周辺自治体の中止要請を押し切りパラシュート降下訓練を強行した。

このうち2人は落下予定地点から大きく外れ1人は滑走路外に降下し、もう1人は基地内の林に降りレスキュー隊が出動する事態も起きた。米軍の説明では、伊江島補助飛行場周辺の悪天候で訓練が制約されたため、嘉手納基地内でパラシュート降下訓練を実施するとのことであるが、当日は強風の中での訓練で天候を理由に挙げた説明とは矛盾するものであり、まやかしであると言わざるを得ない。一步間違えれば基地外に降下し周辺住民に被害を及ぼすことも起こりえた。

また、嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練について副司令官は、今後も同基地を使うことは非常に重要だと述べ今後も訓練を実施する認識を示している。パラシュート降下訓練については、1996年の日米特別行動委員会(SACO)最終報告で伊江島補助飛行場を使用するとの合意がされているにもかかわらず、「例外的」を理由に嘉手納基地内でパラシュート降下訓練を実施することは、到底容認できるものではない。

さらに、基地周辺住民は日常的に航空機騒音の被害に悩まされているとともに、最近ではF-15戦闘機の未明離陸やF22Aラプターの一部配備、PAC3の配備、クラスター爆弾の使用なども明らかになるなど、基地の負担軽減とは逆行するものである。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練を、今後一切行わないこと。
- 2 基地の機能強化をやめ、負担軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年10月25日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長